

平成26年定例第4回市議会会議録(第1日)

平成26年12月2日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	壇	康夫
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	牛嶋	利三
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	議会事務局係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	企画財政課長	坂田良二
副市長	高野道生	企画財政課長補佐 兼財政係長	西山俊英
教育長	長岡廣道	福祉事務所長	梅津俊朗
監査委員	平井常雄	環境衛生課長	富重巧斉
総務部長	塚野仙哉	農林水産課長	大津光若
保健福祉部長	松藤泰大	商工観光課長	松尾博
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	上下水道課長	内野逸雄
環境経済部長	横尾健一	学校教育課長	田中裕樹
建設都市部長	石橋慎二	教育部指導室長	稗田賢次
教育部長 兼教育総務課長	大津一義	健康づくり課長	加藤康志
消防長	塚本哲嘉	介護支援課長 兼地域包括支援センター長	河野清子
総務課長	平木啓喜	教育総務課 施設係長	甲斐田裕士

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査、定期監査）
- (4) 請願付託の報告について
- (5) 議案一括上程
- (6) 提案理由説明

- (7) 承認第 3 号 専決処分の承認について（専決第 3 号 みやま市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定）
- (8) 承認第 4 号 専決処分の承認について（専決第 4 号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第 3 号））
- (9) 議案第41号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について
- (10) 議案第42号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第43号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第44号 みやま市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定について
- (13) 議案第45号 みやま市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
- (14) 議案第46号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第47号 有明広域葬斎施設組合規約の変更について
- (16) 議案第48号 財産の取得についての議決の一部変更について
- (17) 議案第49号 財産の処分について
- (18) 議案第50号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第 4 号）
- (19) 議案第51号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

午前 9 時30分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから平成26年第 4 回みやま市議会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第 1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先日の議会運営委員会におきまして協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。中島議会運営委員会委員長、お願いします。

○議会運営委員長（中島一博君）（登壇）

皆さんおはようございます。議会運営委員会委員長報告をいたします。

平成26年第4回定例会の運営につきまして、11月21日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は請願1件、承認2件、議案11件でございます。

次に、本会議の開催は本日12月2日から12月12日までの11日間といたします。

また、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付いたしておりますので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について以下申し上げます。

請願第5号につきましては厚生常任委員会に付託といたします。承認第3号及び承認第4号の2件につきましては即決といたします。議案第41号につきましては全体審議といたします。また、議案第42号から議案第49号までの8件につきましては各常任委員会付託といたします。それから、議案第50号及び議案第51号の2件につきましては全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの11日間にしたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月12日までの11日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、2番野田力君、3番上津原博君、両名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査、定期監査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3．監査報告について監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員、お願いいたします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

改めておはようございます。まず、例月出納検査の結果について御報告をいたします。

私たち監査委員2名は、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定によりその結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業、水道事業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成26年7月分を8月26日、8月分を9月26日、9月分を10月27日に実施いたしました。

検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在における各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項も認められず、全て適正に処理されておりましたことを御報告申し上げます。

次に、平成26年度定期監査の結果の御報告を申し上げます。

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定により毎年期日を定めて行うものでございますが、本年度は、報酬、職員手当等、工事請負費、負担金、補助及び交付金等を中心に各事業の管理及び出納その他の事務の執行状況を主眼に監査いたしました。

また、今回は、事務の執行が合理的かつ効率的、また法令等の定めるところに従って適正に行われているか、質問の方法等により行政監査を取り入れて実施いたしました。

期日につきましては、平成26年10月20日から11月7日まで行いました。

本年度は、報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金、旅費、交際費、工事請負費、負担金、補助及び交付金、扶助費に重点を置いて監査を行ったところ、支出事務等につきましては適正に処理をされておりました。

その中で、交際費についても、支出基準の定めるところにより社会通念上、最小限の範囲での支出となっております。

職員手当等につきましては、時間外勤務が突出して多い部署が見受けられたので、業務の改善や人員の配置などにより時間外手当の縮減を図るよう要望いたしておきます。

工事請負費の随意契約での契約につきましては、財務規則にのっとり2者からの見積書を徴取し適正に行われておりますが、工事の妥当性を増すために、より多くの者から見積書を徴取することを検討されるよう要望いたしておきます。

それから、補助金等につきましては、みやま市の歳出の大きな部分を占めることから、補助対象団体等の状況から見て公平で適切な補助制度となっているのか、また、補助の効果は今後の施策に十分反映されているかなどを再検討していただくよう望むものでございます。

なお、詳細につきましては、お手元の監査報告書を御高覧賜りたいと存じますが、今後も、最小の経費で最大の効果を上げるよう、行財政改革で経費節減の推進に努められるよう望むものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度の定期監査の御報告といたします。

日程第4 請願付託の報告について

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 請願付託の報告について。

請願第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願について、紹介議員の説明を求めてまいります。10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願につきまして、御説明をさせていただきます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願につきましては、現在、我が国におけるウイルス性肝炎患者は、350万人にも上ると言われる国民病であり、医療行為による医原病であります。ウイルス性肝炎患者に対しては、平成21年制定の肝炎対策基本法の前文にもありますように、「国内最大の感染症」であり、「B型肝炎及びC型肝炎にかかるウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、またその原因が解明されていなかったことによりもたらされたもの」であり、C型肝炎の薬害、B型肝炎の予防接種禍事件について国の責任が確定しております。

幼少期の集団予防接種の注射器の使い回しによる感染被害者は、全国で四十数万人に及ぶと言われております。しかし、国と原告団との基本合意や、B型肝炎特別措置法施行後も原告として給付金の支給対象となり得る者は約1万人程度にすぎません。国の長年にわたる被害の放置により、母親の死亡等で血液検査ができなくなるなどして、救済手続のための立証が

不可能になってしまった被害者が多数生じたからです。

また、カルテの保管切れで証拠がなくなった薬害C型肝炎の被害者や、輸血を初めさまざまな医療行為によってウイルス感染した肝炎被害者が多数存在しています。

こうしたウイルス性肝炎患者への現行の医療費助成の対象は、インターフェロン、核酸アナログ製剤を中心とする一定の抗ウイルス療法に限定されており、これらの治療法に該当しない肝硬変、肝がん患者の入院、手術費用等の治療費は、1日に約120人もの方が亡くなるという深刻な病状と、極めて高額な医療費にもかかわらず助成の対象外となっております。そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障を来し、精神的、肉体的に苦しみつつ、経済的、社会的にも逼迫している肝硬変、肝がん患者に対しては、深刻な実態に鑑み、現在は助成対象とはなっていない医療費にも広く助成を及ぼすよう、早急に制度の拡充、充実を図っていただくよう求めるものであります。

また、肝硬変患者に対する生活支援制度である身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度は、認定要件が極めて厳しく、肝硬変患者が亡くなる直前の病状でなければ認定されないといった実態となっており、患者の生活支援の必要性からはかけ離れた運用がなされております。

現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が現場の医師らからも多くなされているところであり、障害者手帳の認定基準についても早急に患者の実態に配慮した基準の緩和、見直しを行うべきとして国の関係機関へ意見書を提出していただきたい旨の請願でございます。

請願の願意を御理解いただき、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます、私の説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

請願第5号は厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第5 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 議案の一括上程を行ってまいります。

承認第3号から第4号までの2件、議案第41号から第51号までの11件を一括議題といたします。

日程第6 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．市長の提案理由説明を求めてまいります。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆様おはようございます。本日ここに、平成26年第4回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会に提案いたします議案について御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております承認第3号 専決処分の承認についてから議案第51号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）までの13件でございます。

まず、承認第3号 専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、みやま市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定を平成26年10月24日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

次に、承認第4号 専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度みやま市一般会計補正予算（第3号）を平成26年11月21日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

次に、議案第41号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定につきましては、みやま市議会議員及びみやま市長選挙に立候補しやすい環境を整えることを目的に、候補者の負担を減らし、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を持てるようにするため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第42号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令の改正に伴い、みやま市国民健康保険条例を改正するものでございます。

次に、議案第43号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業の人員及び運営に関する基準等について本市の条例で定める必要があるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第44号 みやま市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員配置基準等について本市の条例で定めることになったため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第45号 みやま市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定につきましては、一般廃棄物埋立処分地施設の延命化やメタン発酵発電・液肥化施設の設置に係る届け出に際し、市が実施した生活環境影響調査の結果を縦覧する必要があるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第46号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、みやま市矢部川流域関連公共下水道事業の進捗により、下水道事業計画区域を拡大したことに伴い、賦課対象区域の追加を行う必要があるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第47号 有明広域葬斎施設組合規約の変更につきましては、みやま市及び柳川市のごみ処理事務を有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務に加えるとともに、組合の名称を変更することから、組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第48号 財産の取得についての議決の一部変更につきましては、統合小学校建設に係る用地を取得するため、私有地を購入するに当たり新たに用地を取得するため、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決内容の一部変更について議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第49号 財産の処分につきましては、市有地をニコニコのり株式会社の事業用地として売却するため、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第50号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第4号）及び議案第51号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の2件につきましては、平成26年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の一般会計の補正予算は、工業用地の売り払い収入を活用した企業誘致基金への積立金や選挙公営制度の導入に要する経費を追加いたしております。このほか、障害者福祉の給付費や保育所の施設整備事業費などを計上いたしております。

また、特別会計予算につきましては、介護保険事業のシステム改修費などを追加いたして

おります。

なお、各議案等の詳細につきましては後ほど担当より御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第7 承認第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 承認第3号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定）について、提案理由の説明を求めてまいります。塚本消防長、お願いします。

○消防長（塚本哲嘉君）（登壇）

皆さんおはようございます。承認第3号 専決処分の承認について提案理由の御説明を申し上げます。

専決第3号 みやま市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により平成26年10月24日付で専決処分をしましたので、同法第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

本件は、条例において消防本部及び消防署の位置を規定していることから、新消防庁舎への移転に伴い所要の改正を行ったものでございます。

改正の内容といたしましては、消防本部及び消防署の位置を「小川270番地」から「小川2062番地」へ改めたものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

承認第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第3号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定）につきましては承認することと決定をいたしました。

日程第8 承認第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 承認第4号 専決処分の承認について（専決第4号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第3号））について、提案理由の説明を求めてまいります。塚野総務部長、お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

おはようございます。承認第4号 専決処分の承認について提案理由の御説明を申し上げます。

専決第4号 みやま市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により平成26年11月21日付で専決処分をいたしましたので、同法第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、12月14日に投開票されます衆議院議員総選挙及び国民審査に要する経費につきまして、緊急に措置する必要がございましたので、専決処分をいたしましたものでございます。

平成26年度みやま市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ15,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,257,136千円といたしております。

まず、予算書の6ページからでございますが、歳入予算は、15款3項1目. 総務費委託金15,500千円、また19款1項1目. 前年度繰越金300千円を計上いたしております。

次に、予算書の8ページでございますけれども、歳出予算は、2款4項6目. 衆議院議員

総選挙費15,800千円を追加いたしております。投票管理者などの報酬や職員手当、またポスター掲示場の委託料など衆議院議員総選挙の執行に要する所要額でございます。

以上、一般会計補正予算（第3号）の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

承認第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第4号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認について（専決第4号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第3号））は承認することと決定をいたしました。

日程第9 議案第41号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．議案第41号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。塚野総務部長、お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

それでは、議案第41号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について、提案理由の御

説明を申し上げます。

本件は、みやま市議会議員及びみやま市長選挙に立候補しやすい環境を整えることを目的に、候補者の負担を減らし、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を持てるようにするため条例を制定するものでございます。

本条例の概要といたしましては、みやま市議会議員選挙及びみやま市長の選挙における候補者の選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成費用について、供託金が没収された場合を除き、その候補者の契約業者からの請求に基づき、みやま市が負担する制度でございませぬ。

公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者などと有償契約を締結し、みやま市選挙管理委員会に届け出なければなりません。公費負担には全て一定の限度額があり、この限度額を超える額については公費負担の対象となりません。逆に、契約額が公費負担の限度額を下回る場合については、その契約した額が公費負担の額となります。

限度額については、県内各市の状況等を考慮した上で国の基準に基づいた金額といたしております。

まず、選挙運動用自動車の使用につきましては、一般運送契約の場合、1日当たり64,500円を限度額とし、選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額。一般運送契約以外の場合で自動車借り入れ契約である場合は、1日当たり15,300円を限度額とし、選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額。運転手の雇用に関する契約である場合は、1日当たり12,500円を限度額とし、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額。燃料の供給に関する契約である場合は、立候補届け出をした日から選挙の期日の前日までの日数に7,350円を乗じて得た金額が限度額となります。

次に、選挙運動用ポスターの作成につきましては、510円48銭に当該選挙が行われるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に301,875円を加えた金額を、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額を1枚当たりの単価の限度額、当該選挙運動用ポスター掲示場の数に立候補届け出用の2を加えて得た数を作成限度枚数とし、単価の限度額に作成限度枚数を乗じて得た金額が限度額となります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

日程第10 議案第42号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第42号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めてまいります。松藤保健福祉部長、お願いします。

○保健福祉部長（松藤泰大君）（登壇）

おはようございます。議案第42号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、健康保険法施行令第36条の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

本条例の概要といたしましては、現在、被保険者が出産した際は、出産児1人につき出産育児一時金本体390千円に産科医療補償制度掛金相当分30千円を加算し、総額420千円を限度に支給するものとなっております。

今回、産科医療補償制度掛金額が引き下げられますが、出産育児一時金総額420千円を維持するため、出産育児一時金本体の額を390千円から404千円に改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第42号は厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第11 議案第43号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第43号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引

き続き、松藤保健福祉部長お願いします。

○保健福祉部長（松藤泰大君）（登壇）

それでは、議案第43号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成25年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次の地方分権一括法により介護保険法が一部改正されたことに伴い、条例の改正を行うものでございます。

本条例の概要といたしましては、指定介護予防支援事業者の指定や事業の人員、設備及び運営に関する基準等について国で定める基準に従い定めるもののほか、市独自の基準として暴力団排除に関する規定等を定めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第43号は厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第12 議案第44号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第44号 みやま市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松藤保健福祉部長、お願いします。

○保健福祉部長（松藤泰大君）（登壇）

それでは、議案第44号 みやま市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成25年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法が一部改正されたことに伴い、従来、厚生労働省令により定められていた地域包括支援センターの職員等に関する基準について本市の条例で定めることとされたため、条例を制定するものでございます。

本条例の概要といたしましては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については国で定める基準に従い、その他の事項につきましては国の基準を参酌して定めるようになっており、本市の条例において必要な事項を定めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第44号は厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第13 議案第45号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第45号 みやま市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。横尾環境経済部長、お願いします。

○環境経済部長（横尾健一君）（登壇）

おはようございます。議案第45号 みやま市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環

境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

一般廃棄物処理施設の設置については、平成10年の法律改正により生活環境影響調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届け出に係る施設の設置に関し、利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することが義務づけられております。

本市では、今後、最終処分場の延命化事業や、し尿処理施設の後継施設としてメタン発酵発電・液肥化施設の整備を計画しておりますが、施設の整備には地域住民の御理解と御協力が不可欠でございます。

本件は、整備予定地周辺の環境影響調査を実施し、その結果を縦覧するとともに、その結果に対し住民が意見を述べる方法を規定する必要があるため、条例を制定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第14 議案第46号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第46号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めてまいります。石橋建設都市部長、お願いします。

○建設都市部長（石橋慎二君）（登壇）

おはようございます。それでは、議案第46号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

みやま市矢部川流域関連公共下水道事業の進捗に伴い、瀬高町文広の一部及び下庄の一部を下水道事業計画区域に定めるため、平成26年11月1日付で瀬高都市計画下水道事業計画変更認可の告示を行いました。

本件につきましては、上記、計画変更認可区域が平成29年度より供用開始予定であることに伴い、受益者負担に関してその排水区域を定める必要があるため、条例を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第46号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第15 議案第47号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第47号 有明広域葬斎施設組合理約の変更について、提案理由の説明を求めてまいります。横尾環境経済部長、お願いします。

○環境経済部長（横尾健一君）（登壇）

議案第47号 有明広域葬斎施設組合理約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

有明広域葬斎施設組合は、みやま市山川地区と柳川市全域を対象範囲として火葬業務を行っておりますが、新たに柳川市と共同で新ごみ処理施設及び新火葬場を建設することになりましたので、ごみ処理事務を共同で処理する業務に加えるとともに、組合の名称を変更するものでございます。

本件につきましては、組合内部に両市の市議会議員各7名、計14名と、副市長を初めとする事務方7名から成る有明広域施設組合組織再編検討委員会を設置し、平成26年5月から協議を進め決定されたものであります。

本規約変更の概要といたしましては、組合の名称を「有明生活環境施設組合」に変更し、組合議員の定数を現在の10名から12名に増員し、柳川市7名、みやま市5名に変更するものでございます。

また、施設整備に係る両市の負担割合について、均等割と処理量、火葬件数割の2つの方式で算出することにしており、ごみ処理施設の建設負担割合は均等割を13%、ごみ処理量割を87%とし、火葬場の建設負担割合は均等割を10%、火葬件数割を90%とするものでございます。

なお、処理量及び火葬件数割につきましては、施設の稼働後1年間の実績により再計算し清算することといたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、産業建設常任委員会に付託をすることにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第47号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第16 議案第48号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第48号 財産の取得についての議決の一部変更について、提案理由の説明を求めます。大津教育部長兼教育総務課長、お願いします。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）（登壇）

おはようございます。議案第48号 財産の取得についての議決の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の統合小学校を建設するために必要な私有地を購入するに当たり、平成26年9月19日付第38号議案をもって議決いただいた財産の取得について、今回、新たに用地を取得することから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決内容の一部変更について議会の議決を求めるものでございます。

統合小学校は、飯江小学校の既存校舎を活用するとともに、現在の用地を拡張し、校舎、体育館、屋外プール、駐車場等を整備する計画でございます。そのために必要な土地のうち1筆を新たに購入するものでございます。

参考として別紙資料を添付いたしておりますので、御参照いただければと存じます。

なお、体育館南側の買収計画地については、地権者の承諾は得ておりますが、事務手続上、まだ契約が完了しておりません。契約が済みましたら、再度、議決内容の変更をお願いする予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第48号は総務文教常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第17 議案第49号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第49号 財産の処分について提案理由の説明を求めます。横尾環境経済部長、お願いします。

○環境経済部長（横尾健一君）（登壇）

議案第49号 財産の処分について提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、ニコニコのり株式会社の事業用地として市有地を売却するもので、その面積が5,000平方メートル以上、かつ売却価格が20,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

処分する財産の種別は土地、所在及び地番はみやま市高田町下楠田渡瀬2144番6外25筆、地籍は1万3,359.76平方メートル、譲渡価格は5,155万6,500円、契約の相手方は大阪府大阪市浪速区敷津東3-3-23、ニコニコのり株式会社代表取締役社長、白羽清正氏でございます。

参考として別紙資料を添付いたしておりますので、御参照いただければと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第18 議案第50号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第50号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を求めてまいります。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

それでは、議案第50号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ417,061千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,674,197千円といたしております。

まず、予算書4ページでございます。

地方債補正でございますが、過疎対策事業を追加いたしております。平成26年4月から本市全域が過疎地の指定を受けたことに伴いまして、9月議会で議決いただきました過疎地域自立促進計画に基づき、南筑後農業協同組合が行いますミカン集出荷貯蔵施設の整備補助金に過疎債を充てるものでございます。

次に、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。

14款1項1目. 民生費国庫負担金は、歳出予算と連動して社会福祉費負担金と児童福祉費負担金を追加いたしております。障害者福祉に要する経費の追加によるものでございます。

8ページ、15款1項1目. 民生費県負担金も同様に、1節. 社会福祉費と2節. 児童福祉費に係る県負担金を追加いたしております。

続いて、予算書9ページでございます。

15款2項2目. 民生費県補助金のうち、3節. 児童福祉費補助金は、保育所等整備事業費補助金を計上いたしております。太神保育園の園舎の改築に係るものでございます。

また、3目. 衛生費県補助金、1節. 保健衛生費補助金は、公共施設の太陽光発電設備の追加工事に対するものでございます。

次に、4目. 農林水産業費県補助金は、農家台帳のシステム改修に係るものでございます。

次に、予算書10ページでございます。

16款2項1目．不動産売却収入は、下楠田工業用適地をニコニコのり株式会社に譲渡するものでございます。

続きまして、19款．繰越金は、補正予算の一般財源を調整して前年度繰越金を追加いたしております。

また、12ページ、21款．市債は、当初予算で計上いたしておりました南筑後農業協同組合のミカン集出荷貯蔵施設の整備補助金につきまして、過疎対策事業債を充てるものでございます。

続きまして、予算書13ページでございます。

歳出予算について御説明申し上げます。

まず、2款1項9目．基金費でございます。下楠田工業用適地の売り払い収入を活用いたしまして、企業誘致基金に52,000千円を積み立て、今後の企業誘致の推進に資するものでございます。

予算書14ページ、市長選挙費は、選挙公営制度の導入に要する経費を追加いたしております。選挙運動用自動車に要する費用及びポスターの作成費用を公費負担するものでございます。

また、3款．民生費、1項1目．社会福祉総務費、介護保険事業特別会計繰出金は、一般会計が負担する額を特別会計と調整いたしまして計上いたしております。

次に、4目．障害者福祉費111,203千円は、給付費の増加による扶助費や前年度精算によります国県補助金等の返還金を計上いたしております。このうち、自立支援給付費の障害福祉サービス費は生活介護サービスなど利用者の増加による不足見込み額を追加いたしております。

また、5目．重度障害者医療対策費、6目．ひとり親家庭等医療対策費は、主に前年度精算による返還金でございます。

続きまして、予算書16ページ、3款2項1目．児童福祉総務費の学童保育事業費は、4項の統合小学校の建設に合わせまして学童保育所を建設するため、設計委託料を計上いたしております。

次に、2目．児童措置費の保育所施設整備事業費154,885千円は、太神保育園の園舎改築に対する助成でございます。老朽化した園舎を改築し、安全・安心な保育環境を整備するものでございます。

次に、3款3項1目．生活保護総務費55,773千円は、保護費など前年度精算による返還金を計上いたしております。被保護者数が減少傾向にございまして、国庫支出金を返還するものでございます。

続きまして、18ページ、4款．衛生費、1項1目．保健衛生総務費の養育医療対策費及び3目．保健事業費の健康診査事業費は、前年度精算による返還金でございます。

また、5目．公害対策費の地球温暖化防止事業費は、公共施設の太陽光発電システムの設置に係る追加工事費を計上いたしております。道の駅とげんき館に設置予定の太陽光発電システムにつきまして、電力の安定化のため逆潮流防止装置の設置が必要ということになったものでございます。

続きまして、6款．農林水産業費、1項1目．農業委員会費は、農地法の一部改正により農地情報をデジタル化して国に提出するために農家台帳のシステム改修を行うものでございます。

また、5目．農地費の水利施設管理費は、老朽化した水路の転倒堰や制水門の修繕を行うものでございます。

続きまして、予算書20ページ、10款．教育費でございます。

10款1項2目．事務局費は、学校図書館協議会の職員2名の退職により嘱託職員化するため学校図書館協議会補助金を減額し、次の10款2項1目．学校管理費の学校図書館員報酬を追加するものでございます。

また、4目．学校施設整備費は、統合小学校建設事業費を計上いたしておりますが、解体する施設が確定しましたことなどから不足見込みとなりました工事費を追加するものでございます。

なお、参考といたしまして予算資料を添付させていただいております。御参照いただければと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

日程第19 議案第51号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19．議案第51号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。引き続き、坂田企画財政課長お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第51号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算に14,548千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,501,388千円といたしております。

予算書6ページでございます。

歳入予算は、3款．国庫支出金、介護保険事業費補助金を追加いたしております。制度改正によるシステム改修に係るものでございます。また、7款．繰入金は、一般会計の事務費繰入金を計上いたしております。

次に、歳出予算でございます。1款1項1目．一般管理費、介護保険システム改修委託料14,000千円を追加いたしております。平成27年度から始まります介護保険制度の改正に伴い、システムの改修が必要となるものでございます。また、1款4項1目．趣旨普及費は、同じく平成27年度からの3年間の事業内容等を説明しましたパンフレットを作成するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は12月3日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

午前10時35分 散会